

平成 29 年度第 1 回岩手県障害者施策推進協議会  
会 議 録

1 日時

平成 29 年 9 月 26 日 (火) 13 : 30 ~ 15 : 00

2 場所

エスポワールいわて 3 階特別ホール

3 出席者

(1) 岩手県障がい者施策推進協議会委員 (11 名)

清水 達哉 委員  
向川 智之 委員  
佐々木 徹 委員  
狩野 徹 委員 (会長)  
鈴木 真実 委員  
伴 亨 委員  
菊池 靖代 委員  
榊原 千代子 委員  
駿河 孝史 委員  
矢羽々 京子 委員  
土屋 かおり 委員

(2) 事務局 (岩手県)

岩手県保健福祉部長	八重樫 幸治
障がい保健福祉課	
参事兼総括課長	高橋 進
〃 主幹兼こころの支援・	
療育担当課長	佐々木 和哉
〃 障がい福祉担当課長	前田 敬之
〃 主任主査	山本 章博
〃 主任	堀合 俊彦
〃 主事	小野寺 健杜
商工労働観光部	
雇用対策・労働室 主査	大森 雅也
P C 要約筆記者	粕谷 英美
P C 要約筆記者	北舘 牧子

4 傍聴者

なし

## 5 会議の概要

### (1) 開会

事務局から、委員 15 名中 11 名が出席しており、会議が成立した旨報告があった。

### (2) あいさつ（八重樫保健福祉部長）

### (3) 会長選出

岩手県立大学の狩野徹委員が会長に選出された。職務代理者については狩野会長が岩手県医師会の木村委員を指名したが、木村委員が欠席のため、後日事務局から意向を確認することとした。

### (4) 議事

#### ア 第 4 期障がい福祉計画の平成 28 年度実績について（報告）

（事務局から資料 1-1、1-2、1-3、1-4 により説明後、質疑）

（駿河委員）資料 1-1 の 3 ページ、地域生活支援事業の必須事業である相談支援従事者初任者研修は、私自身今年度実際に受講したが、参加人数も非常に多く、活気のある研修であったと思う。評価は C ではあるが、研修自体はとても中身が濃く、非常に勉強になる話を聞くことができた。たしかに年度によって人数は増減するというのことはあるが、受講者数の増減による評価に振り回されず、研修の継続とそれによる相談支援従事者の充実を図っていただきたい。

（佐々木委員）同じく 3 ページの必須事業の発達障がい者支援センターの運営事業について、意外だったのは、目標値 72.7% の達成となっているが、実際学校関係で色々なやりとりをしている中で、発達障がい者支援センターはパンク状態で大変であると伺っている。保護者から特別支援学校の方に相談に来たりというケースがかなり増えている。そのあたりを含めて目標値の設定を見直したほうが良いと思う。併せて、今はセンターの実施個所が 1 箇所の 100% ということになっているが、これだけ社会問題として大きくなっていることもあり、できれば増やしていただければ、学校現場としても非常にありがたいと思う。

（事務局）発達障がい者支援センターの利用者数については、平成 28 年度に前年度より下がっているが、これはセンターに相談が集中しているということもあり、地域で受けられる相談については地域で受けるように、地域での支援者の研修や、センターからの間接支援として様々な専門的な見地からの助言などを行っている。地域で受けられる相談も増えているのではないかとということで、センターそのものについては、相談件数自体も、実質の利用者数も減ったと考えている。センターは相談を受けられる拠点ではあるが、各圏域でも相談を受けられるような体制づくりについても、引き続き取り組みを進めていきたい。

（榎原委員）資料 1-1 の 1 ページ目の 2 の (1) 施設入所者の地域生活への移行について、目標は達成されていないということであるが、160 人が地域移行者となっており、この移行先というのはグループホームや、結局自宅に帰ったとか、そういうものであるのか、

また、この方々の障害程度区分がどの程度なのか教えていただきたい。

(事務局) 今年度調査した地域移行者数調査、これは障害者支援施設への聴き取りの調査であるが、主なところでは、グループホームと家庭復帰となっている。障害程度区分までは把握していない。

(榑原委員) 障害程度区分の重い方というのは、いまさら家庭にというわけにもいかず、地域移行が難しいのではないかということで、グループホームを重度の方でも利用できる方向に持っていけたらよいと思い質問したところである。

(事務局) グループホームの利用者数については地域移行の移転先として重要なものと考えている。障害者総合支援法の福祉サービスとしての重度の方への支援という点も今回の法改正の中で改善されたり、様々な工夫ができるようになる予定であり、そういった点を工夫しながら、重度の方の移行についても進めていきたいと考えている。

(伴委員) 160人の地域移行者数の移転先について、グループホームと自宅復帰の割合は把握しているのか。

(事務局) トータル160人の内訳は手もとにないが、今年度実施した調査では、平成28年4月1日から29年3月31日までに地域移行した方は46人で、そのうち主な移行先としてグループホームが19人、家庭復帰が21人となっている。おおよそ半々というところである。

(伴委員) それともう一点、資料1-1の2の(4)福祉施設から一般就労への移行について、一般就労へ移行した方たちのその後は追いかけているのか。就労が継続しているかどうかは確認しているのか。

(事務局) 手もとに定着率に関する統計がないため回答できない。ご質問の統計があるか確認したい。

(土屋委員) 先ほどグループホームを重度の方も使えるようにという話があったが、グループホームの基準が、建築基準法と消防法でとても厳しくなっていており、事業所の努力だけでグループホームを増やしていくとか、多様な方を受けれていくというのはなかなか厳しくなっていると感じている。県としても併せて何か対策を考えていただけたらありがたい。

(事務局) グループホームの整備について、土屋委員の御指摘の通り、建築基準法及び消防法の防災基準があり、グループホームが小規模な建物ということもあって、これらの基準をクリアするのが困難だという声は事業所から聞いている。法律事項であるため、これらの基準は原則として遵守していただきながら進めていただくことになるが、それぞれ県の中での所管部局があり、その基準の解釈等について意見交換しながら、事業者にとって整備しやすいように情報提供をしていきたいと考えている。

(土屋委員) もう一点、先ほど入所施設の方の地域移行の話が出たが、精神障がい者の入院患者の方の地域移行について、1年以上の長期在院者の数が減少しているということだったが、退院後再入院せずに、地域定着しているのかということも含めて、何か調査があれば教えていただきたい。また、調査していないのであれば、そこも辿っていき、入院期間が短いだけで繰り返さないようになればよいと思う。

(事務局) 退院後の定着についての数値等は持ち合わせていない。確かに一度退院してから短期間でまた入院するという例も中にはあるのではないかと思う。長期で入院している

ことはどうかという観点から、長期在院患者の退院、いわゆる地域移行に向けて、県として各圏域の中で支援体制をつくるための取組みや支援関係者のスキルアップのための研修も行っており、これらの取組みを引き続き行っていきたい。

(土屋委員) 地域定着の支援の部分がなかなか進んでいないということだったので、併せて地域定着支援も活用できる形で進めていただけたら良いと思う。

## イ 次期岩手県障がい者プランの策定について（報告）

(事務局から資料 2-1、2-2、2-3、2-4 により説明後、質疑)

(駿河委員) 資料 2-2 の 3 ページの今後の見直しの視点について、その中で多様な就労の場の確保と記載しており、さらに見直しに当たっての視点のところに農福連携とある。ここは現行の障がい者プランにはまだない部分なので、おおまかでもいいのでどんなビジョンをもっているのか教えていただきたい。

(事務局) 農福連携について、これは農業と福祉のそれぞれにとって、これまであまり国の施策、県の施策では焦点を当ててこなかった分野だと思う。農業の分野においては、担い手の高齢化、担い手不足といった課題があり、福祉の分野においては、障がい者の就労の場の確保が課題となっており、農業、または農産物加工に障がい者の方が参加し、連携してそれぞれにとっての課題の解消を、また、福祉分野に関しては就労による工賃水準の向上といった波及効果も目指すところである。現に今年度の国の予算で、農と福のマッチングや農福マルシェという、障がい者就労事業所で生産したものを県民の皆様を買っていただく場の提供といったことをやっているところである。先ほど申し上げた課題の解消のみならず、障がい者が農業に携わることで別な効果なども得られるかもしれないが、課題もあることから、その点も議論を深めていきたいと考えている。委員の皆様にも、こういった農福連携の視点についても、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っている。

ただいま駿河委員からお話いただいたとおり、主に法律が改正されたであるとか、県の事業としてこういうのを始めたというものを、私どものわかる範囲で「今後の見直しの視点」に載せている。次期障がい者プランには県の事業にとどまらず、民間団体を含め様々な主体が取り組んでいくという視点を加えていきたい。この場でも、また、お持ち帰りになってからでも、こういう視点が抜けているのではないかと、これはおかしいのではないかなどといった点を現行のプランに照らし合わせながらご意見いただきたい。

(清水委員) 私は岩手労働局で障がい者の雇用面のことを所管しているので、その視点でいろいろこのプランを見て持ち込むべき視点は意見を申し上げていこうと思っている。今の委員の皆様への投げかけについて、他にも独立行政法人の高齢・障害・求職者雇用支援機構というのが障がい者雇用に関しての取組みをやっている。そこに対しての意見を聴くというのは私どものほうから聞いたほうがいいのか。それとも事務局の方で関係機関に意見照会していただけるのか、そのあたりの進め方をお聞きしたい。

(事務局) 関係機関、団体に県から伺おうと考えている。今お話のあった高齢・障害・求職者雇用支援機構を含め、障害者施策推進協議会以外にも意見を聴くような場や機会を設

けたい。本日は策定方針しか示していないが、この後肉づけをしていき、ある程度素案等の策定段階でご意見をいただこうと考えている。

(佐々木委員) 私のほうも連携のお願いになるが、私たちが進めている、いわて特別支援教育推進プラン、現在の計画は30年度までとなっており、31年度からの5年間のプランに手をかけ始めているところである。3ページのところでも教育の充実の項目を挙げられており、ぶれないように連携を取りたいと思っているところなのでよろしくお願ひしたい。

(事務局) 当方としても、特別支援教育推進プランと整合性が図られるよう、連携して進めて参りたいので、よろしくお願ひしたい。

## ウ 平成29年度障がい者団体との意見交換会について（報告）

(事務局から資料3により説明。質問・意見は特になし。)

### (5) その他

(狩野会長) 発言の無かった委員から一言お願ひしたい。

(向川委員) 本日はいただいた資料をゆっくりと読ませていただき、次回に向けて勉強してまいりたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

(鈴木委員) これからいろいろ計画を進めていく中で、意見照会、情報提供ということは委員向けに発信していくということだったと思うが、弁護士会自体にも何か意見照会が来るものなのか。それとも委員から各弁護士に個別に意見を聴いていろいろ集約するといったやり方がいいのか、そのあたり県ではどのようにお考えか聞かせていただきたい。

(事務局) 弁護士会の関連としては、障がい者の権利擁護、成年後見制度などで日頃よりお世話になっているところである。県から弁護士会に直接意見照会するような形を検討したいと思う。

(鈴木委員) 照会の資料等届き次第、私も委員として皆様も声を発してくださいと促したいと思ひますのでよろしくお願ひしたい。

(菊池委員) 最近気になっていることがあり、今年度、学童クラブに通う低学年のこども達が手を付けられない状況である。多動性であったり、言葉遣いが乱暴であったり、ルールが守れない。注意すると、しっかり話が聞けていない。そして、目と目を合わせない。注意をしているのに笑っており全然話を聞かない。そういう子が低学年の子に多く、その中でも1年生が特に多い。そこで御家庭の方でもどうですかと聞くと、「家庭の中でも同じ状況であることから、そういう子だと思ひている」と。どこかに相談しましたかと聞いても、「いや、そういう子だから別に」と、相談機関に行かないという御家庭が多く、学童クラブでもその子に対してどのような対応をしていけばよいのかということに悩んでいる。

また、障がい者スポーツについて、県の障がい者スポーツ協会に、いろいろな競技をやってほしいとお願ひをしているが、障がい者スポーツは種目が決められているということで、定められた種目に対しての支援には力を入れている一方、それ以外の競技はちょっと難しいですよと言われる。パラリンピックにはバドミントンだ

とかいろいろな種目が入っているのに、障がい者スポーツの競技に入っていないというので、ふれあいランド岩手でスポーツがしたくても、障がい者スポーツの競技に入っている人たちが優先で体育館を使わせてもらっていて、種目に入っていない競技をやりたい人たちは1ヶ月に1回の練習という状況である。そのような点を見直ししてもらいたいと思う。

(事務局) 障がい者スポーツに関して、昨年度は県障がい者スポーツ協会が設立され、現在は体制を整えているところである。やはり一番は指導員の問題があるかと思われる。今年度障がい者スポーツは文化スポーツ部に所管が変わったが、昨年度、当課で所管していた時にも、障がい者スポーツ指導員の養成事業に力を入れていた。安全に事故なくスポーツに親しむという点でそのような事業が必要だと考えているが、限られた種目だけを優遇しているということも、もしかしたらそのような指導体制の面もあるのかもしれない。東京オリンピック、パラリンピックに向けてパラリンピック選手育成の裾野を広げるという取組み等も行っており、文化スポーツ部と連携しながら取り組んでいきたい。

学童クラブについては、どのような状況なのかは具体的には判らないが、県では先ほどご説明した通り、発達障がいについて地域の中で取り組めるよう研修会を開くなどしている。福祉の従事者や教員の方々も、専門的に相談できるということではないかもしれないが、窓口としてそれを専門の相談機関につなぐということができるようにする取組みをしており、相談しやすい体制を地域の中で作っていききたい。そういうことで御理解をいただいて、もしそういった事案があれば、例えば学校に相談されるのも良いかと思うし、市町村や医療機関、特に医療機関の方ではかかりつけ医の研修として医療従事者の研修を行っていることもあり、是非ご相談を頂ければよいと思う。

(菊池委員) その件について、研修会に学童クラブの指導員さん達が行っているようだが、その研修の中身が、発達障がいの子供たちっていうのはこのような行動をしますよとか、こういう問題行動がありますよっていう中身だけのようである。結局、話を聞いたけど、指導員さん達は分からない。だから、できれば支援学校に出向き実際にふれあって、これはこういう行動なんだとわかるような研修会をしていただきたい。

(事務局) 貴重なご意見に感謝申し上げます。改善できるように検討していきたい。

(矢羽々委員) 重度障がい者の通所の施設に関わっているが、昨年重度障がい者施設において殺傷事件があり、その対策を考慮するという文言があったと思うが、県としてはどのような方向で考えているのかお聞きしたい。

それから難病の方々については、なかなか就労できず、障害者手帳も障害年金もない人たちであるが、医療も非常に進歩していることから、少しの配慮があれば働けるという方が増えており、その方々の社会参加を促してほしいと思っている。

(事務局) 昨年度の相模原市の事件は、障がいの有無にかかわらず特異なケースであったと考えている。障がいに対する理解を深めていくことが大事であろうと考えており、障害者差別解消法に基づく取組みや、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例に基づく取組み、具体的には事業所や県の職員を対象とした障

がいを理解する研修の実施や、相談窓口などの設置を行っている。8月には花巻市で全国盲ろう者大会が開催され、全国から来県された方々が県内の観光地に出向いて、県内の自然や建造物にふれあっていただいた。このような障がいのある方とない方とが交流をしていく取組みを進めていきたい。また、このような大会等についての情報発信もしていきたいと考えている。

難病については、本日ご議論いただいた障がい者プランの中にも、難病患者に対する医療的ケアや、普及啓発などを掲げている。ただ、現行のプランが策定されて以降、難病法に基づく難病の相談支援センターの設置や、難病の指定疾病の種類の拡大等が実施されていることから、今後プランの見直しの中で最新の取組みを反映していきたいと思う。

(矢羽々委員) 重度障がい者という言葉がない、歩けないというようなことであり、関係している障がい者施設を週1回、指導ということで入っており、非常に厚くケアされているなどと思う。ただ、今言われているように、ケアに終わることなく、利用者のエンパワーメントというか、そのような感情や意思というものを確認した上でのエンパワーメント、その辺をもう少し進めていくべきではないかと思う。私も関わってから半年程度で、あまり詳しくは分からないが、いかに重症の患者であっても、ケアについて全く当たり前のように受けている、そうではなくやはりある程度の人らしい意思表示というものがあるのではないかと考えており、そういう障がい者のエンパワーメントについても、もう少し考え方というか、そのあたりの方向性が見えたらいいのではないかと感じている。

(事務局) 障がい者の意思表示、意思疎通は困難な面がある。実際に意思疎通が困難な方からも、その方自身の意思表示を受け取るよう配慮しながら、ニーズに合った支援を提供していく。具体的な支援の方法などについては、事業所職員の研修や国等の機関で主催している研修もあると聞いている。そのような取組みを進めることによって重度障がい者の意思疎通にも配慮していきたい。

## (6) 閉会